










駐屯地構内道路舗装補修工事

業務隊長	管理科長	営繕班長				
						
電気施設	工 水 管	企画係長	企画係管	財	基地対策	担当者
						
工 事 名 称	駐屯地構内道路舗装補修工事			図面 番号	1 / 4	
図 面 名 称	表 紙			仕 様 書 番 号		
				管 - 56		
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊				令和4年9月1日		

特記仕様書

- 1 工事名 駐屯地構内道路舗装補修工事
 2 工事場所 茨城県土浦市右碓2410 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
 3 工事概要 アスファルト舗装 70.7㎡

4 工事数量

- (1) 数量表に記載された数量と図面から求まる数量に差がある場合は数量表の数量が優先するものとする。
 (2) 受注者は、数量表の各工事項目に着手するまでに、また、やむを得ないものについては当該工事項目の完了までに、現場と図面を対比して工事数量を精査し、その結果を監督官に報告するものとする。

数量表

工事項目	規格・寸法	単位	数量	備考
土工事				
舗装切断	t=50	m	23.8	
舗装版取り壊し工事	t=50	㎡	51.3	
掘削	t=50	m ³	1.0	RC-40
不陸整正		㎡	70.7	再生クラッシュラン(RC-40)
表層工事	t=50	㎡	70.7	再生密粒度アスファルト(13)
標識塗装工事	W150	m	14.0	熔融式
標識塗装工事	W450	m	21.3	熔融式(横断歩道)

5 一般使用

- (1) 本工事の施工は、関係諸法令、条例等を遵守するものとし、本特記仕様書によるほか、防衛省整備計画局制定土工事共通仕様書(以下「共通仕様書」(現行版))の定めるところに従い誠実に行うものとする。なお、特記仕様書の記載内容は共通仕様書の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官と協議し、これに従うものとする。
 (2) 受注者は、駐屯地等の中で工事を行う場合、駐屯地等への立入り及び駐屯地等内での行動(出入り手続き・火気取扱い・工事用通路等)は、当該駐屯地との規則(部隊諸規則)及び駐屯地等関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立入りを禁止する。
 (3) 駐屯地等内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は速やかに監督官に報告するものとし、受注者の負担において原型に復旧するものとする。
 (4) 契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し工程表を提出して監督官の承認を受けること。その他工事に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し提出すること。
 (5) 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督官に提出すること。
 (6) 受注者は、各工事施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況・使用材料・その他監督官の指示するものを黒板を使用して撮影すること。また、A4判にまとめ、工事写真帳を監督官に1部提出すること。
 (7) 工事の安全には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意を喚起すること。また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するもの。
 (8) 本工事の作業期間は令和4年11月1日(火)～令和4年12月28日(水)とする。また、作業時間は原則8時30分～17時とし、土日祝日に行うものとする。ただし、雨等による作業期間の延長については監督官と協議するものとする。

- (9) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)その他関係法令による他、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通事務次官通達(平成14年5月30日))、「建設工事における再生資源の活用について」(防整技第7405号。28.4.1)を遵守して建設副産物を適正に処理を行い、マニフェストE票の写しを工期までに提出すること。

6 工事仕様

(1) 共通

- ア 受注者は、下表に掲げる区分に応じ、再生資源を利用しなければならない。
 なお、やむを得ない理由により利用が難しい場合は、監督官と協議するものとする。

名称	用途
再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及び駐車場舗装の表層材料及び基礎材料
再生クラッシュラン	道路舗装及び駐車場舗装路盤材料

- イ 本工事で発生したアスファルト殻のほかに、監督官が指示する場所に残置してあるアスファルト殻も併せて処分すること。

(2) 路盤工

- 路盤を施工する際は、機械で入念に締固めを行うものとし、不陸整生を実施する。

(3) アスファルト舗装工事

- ア 再生密粒度アスファルト混合物(13)の配合は共通仕様書のアスファルト(密粒度アスファルト混合物(13))に準ずるものとする。

なお、マーシャル安定試験基準値は、共通仕様書によるものとする。

- イ 粒状材料路盤面に使用するアスファルト乳剤(PK-3)の散布量は1.2L/㎡を標準とする。

(4) 標識塗装工

- ア 路面標示は熔融式とし、色は白とする。

- イ 受注者は、熔融式の施工にあたって、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるように、溶解槽の温度を管理しなければならない。

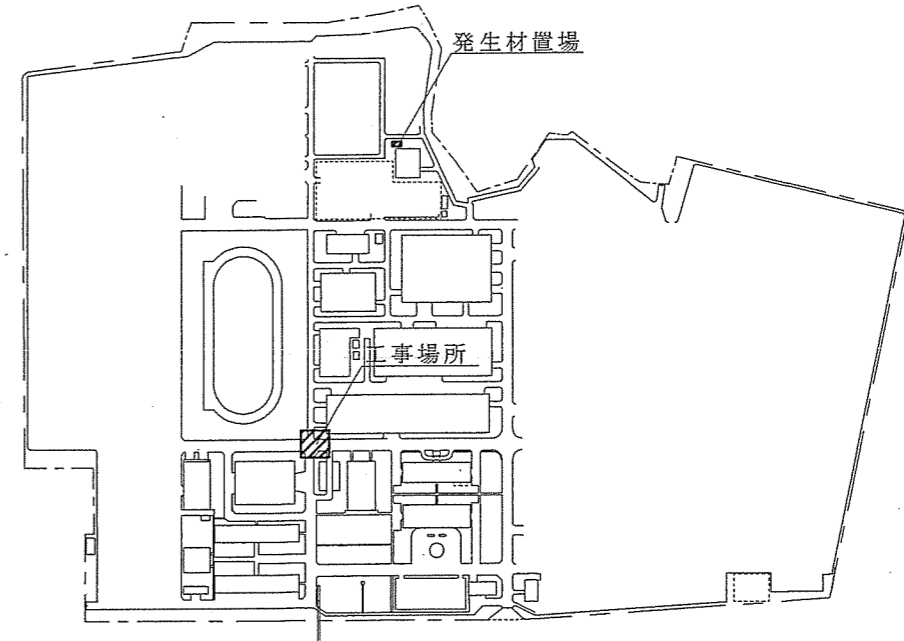
工事名称	駐屯地構内道路舗装補修工事	図面番号	2/4
図面名称	特記仕様書	縮尺	-
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和4年9月1日	

7 材料仕様

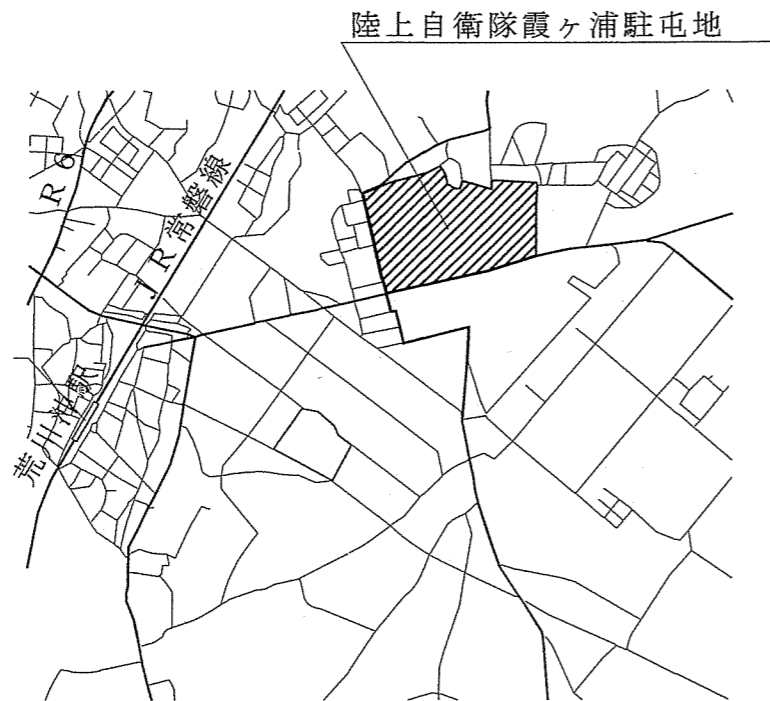
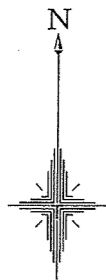
- (1) 本工事の材料仕様は、本特記仕様書による他、共通仕様書の定めるところに従うものとし、これらに定めのない事項については監督官と協議するものとする。
- (2) 本工事に使用する材料は、材料表に示すJIS又は同等品以上の品質・規格を有するものとし、JIS以外のものはJISと同等品以上であることの証明を受注者の負担において提出すること。
- (3) 受注者は、本工事の特性、必要とされる強度、耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進するものとし、それにより材料を変更する場合は、監督官と協議するものとする。
- (4) 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果等の品質規格証明書を監督官に提出すること。

材料表

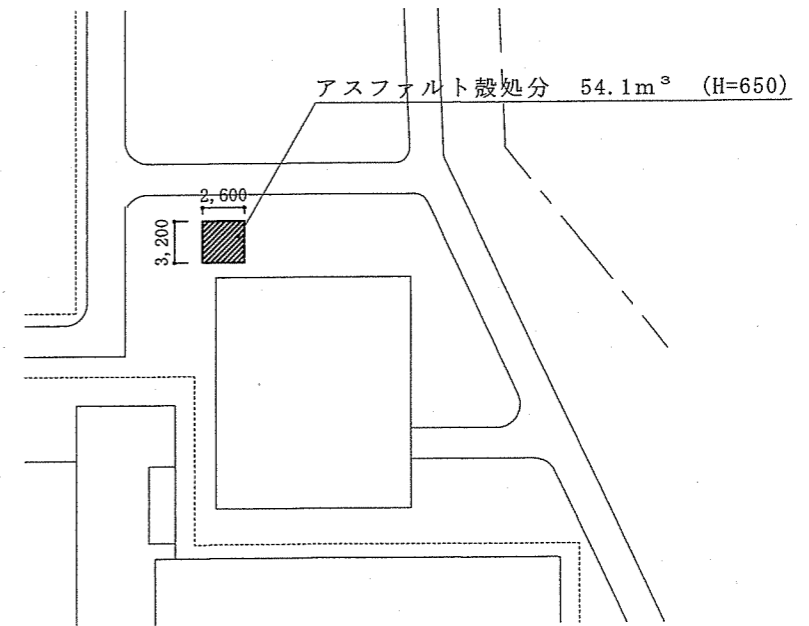
材料名	規格	備考
1. 路盤工材料		
再生クラッシュラン (RC-40)	JIS A 5001 (道路碎石用)	
2. アスファルト舗装工材料		
1 再生密粒度アスファルト混合物(13)	共通仕様書の密粒度アスファルト混合物(13)に準ずる。	
2 プライムコート	JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) PK-3	
3. その他		
路面標示用塗料(溶融型)	JIS K 5665 (路面標示用塗料)3種1号 ガラスビーズ含有量15~18%、溶融施工 白色	



配置図 S=1:8,000

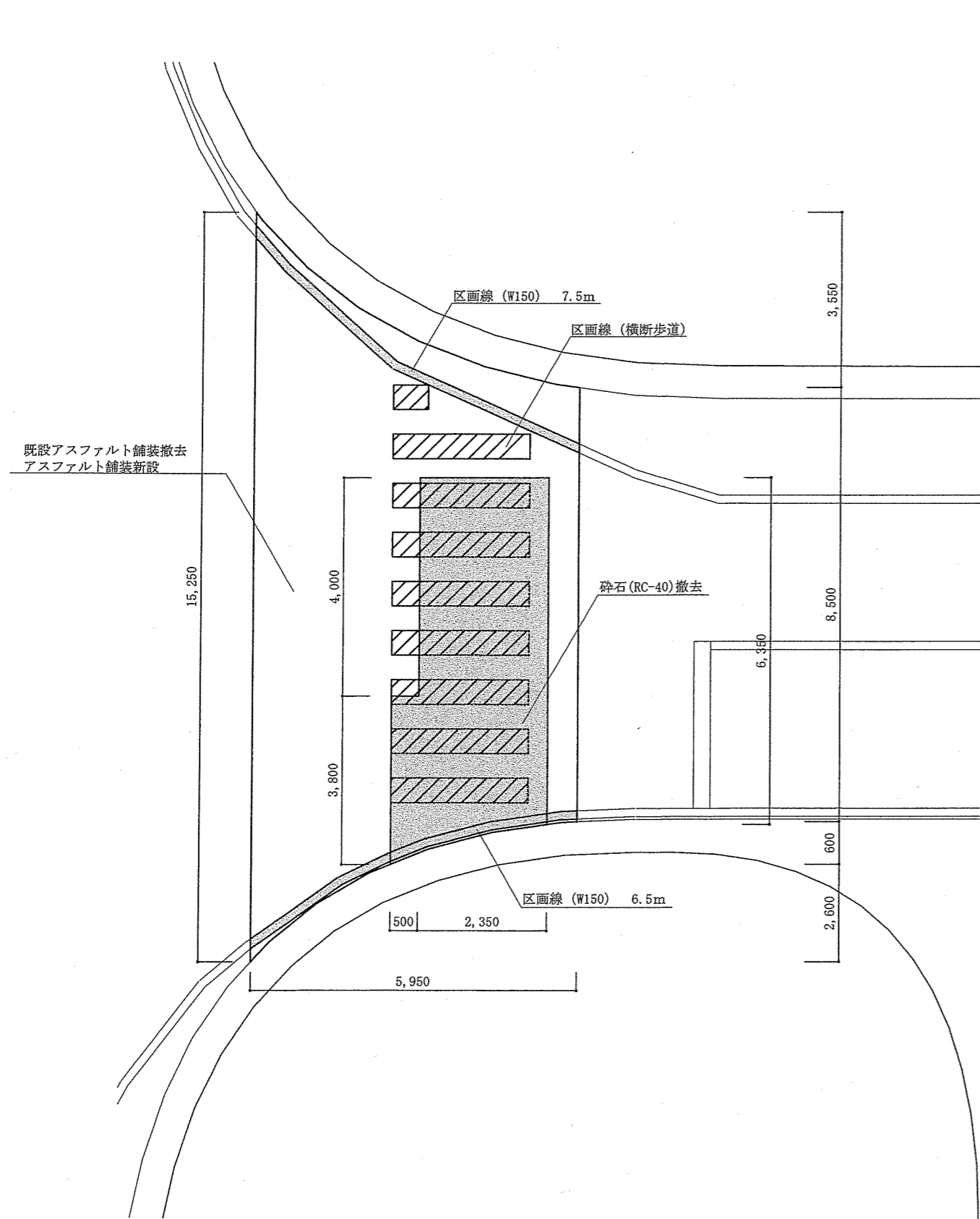


案内図 S=1:X

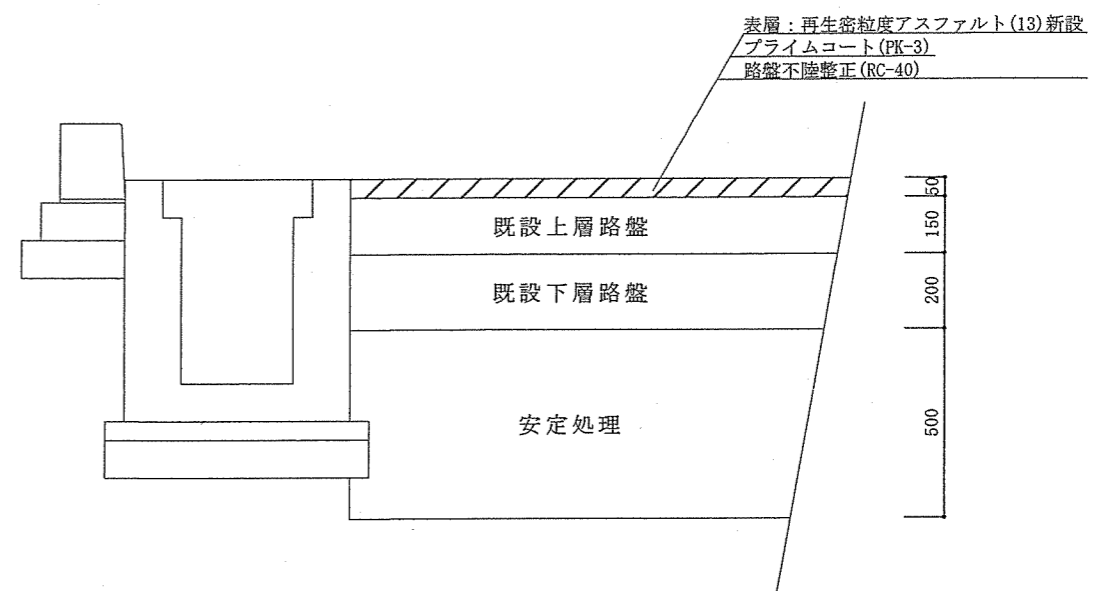


詳細平面図 S=1:X

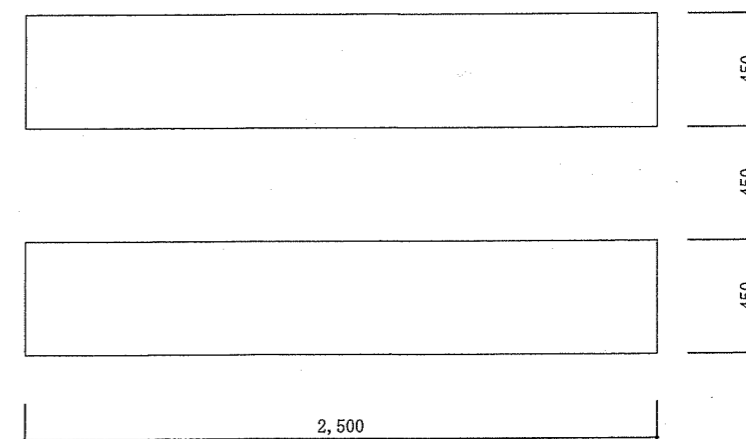
工事名称	駐屯地構内道路舗装補修工事	図面番号	3/4
図面名称	特記仕様書 案内図・配置図・詳細平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和4年9月1日	



平面詳細図 S = 1 : X



断面標準図 S = 1 : 20



道路標示詳細図 S = 1 : 30

工事名称	駐屯地構内道路舗装補修工事	図面番号	4 / 4
図面名称	平面詳細図	縮尺	
	断面標準図・道路標示詳細図	図示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和4年9月1日